

学校法人平安女学院 一般事業主行動計画

2016年4月1日 策定

学校法人平安女学院は、次世代育成支援対策推進法に基づき、教職員が仕事と子育てを両立させることができ、教職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

2016年4月1日～2021年3月31日までの5年間

2. 内 容

【目標1】「育児・介護休業制度」の周知・理解・促進をはかり、諸制度の利用率の向上をはかる。

〔対 策〕

①育児・介護休業を取得しやすい環境を整える。

【目標2】事務職員等の所定労働時間の削減を促進する。

〔対 策〕

①管理者による時間外勤務の指示・管理の厳密化をはかる。

【目標3】年次有給休暇の取得の促進をはかる。

〔対 策〕

①年次有給休暇を取得しやすい環境づくりに努める。

②年次有給休暇の計画的な取得を促進する。

以 上